越監告示第２２号

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき監査を執行したので、同条第９項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和８年１０月７日

越前市監査委員　　田　中　英　夫

同　　片　岡　由　季　子

同　　大　久　保　健　一

記

１　実施基準　　越前市監査基準に基づき実施

２　監査の種類　　定期監査

３　執行期間

地域交通課	令和８年９月２日～９月４日
経営戦略室	９月７日～９月９日
財務企画課	９月１０日～９月１４日
デジタル政策課	９月１５日～９月１７日

４　監査の対象　　令和７年４月から令和８年７月末までの所管業務全般

５　監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第２条第１４項及び第１５項の趣旨に沿ってな

されているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6　監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

7　監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められた。